栃木県文化振興基金助成事業実施要領

第1 目的

県は、栃木県文化振興条例の基本理念に則り、県内各地域において、多彩な文化活動や、文化活動の担い手育成、地域伝統文化継承活動、文化芸術と他分野との連携による地域活性化を支援するため、団体等に対して助成を行う。

第2 助成対象となる事業等

助成対象となる事業の名称及び内容は、別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3及び別紙1-4のとおりとする。

第3 助成事業の実施

この要領に基づき事業を実施しようとする者は、別に定める期日までに様式1の事業計画を県に提出しなければならない。

第4 助成事業の審査

知事は、助成事業の決定に当たっては、別に定める審査委員会の意見を聞くものと する。

第5 審査結果の通知

知事は、当該事業として採択(内定)又は不採択を決定し、その結果を様式2により申請者に通知するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

- この要領は、平成21年9月1日から施行する。
- この要領は、平成23年1月12日から適用する。
- この要領は、平成25年4月1日から適用する。
- この要領は、平成27年3月18日から適用する。
- この要領は、平成29年度分の助成金から適用する。
- この要領は、令和2年度分の助成金から適用する。
- この要領は、令和3年度分の助成金から適用する。
- この要領は、令和4年度分の助成金から適用する。
- この要領は、令和5年度分の助成金から適用する。

別紙1-1

1 事業の名称、内容等

名称	事 業 内 容	助成対象経費	備考
文	地域づくりや栃木の魅力アップに	・報償費	助成対象経費は、
化	資する文化芸術活動、担い手育成に資	・賃金	事業の実施に要す
活	する文化芸術活動等	・旅費	る直接的な経費の
動		・需用費	うち必要と認めら
等		消耗品費	れるもので、恒常的
助		印刷製本費	な運営費、人件費等
成		・役務費	を除く。
事		通信運搬費	また、助成対象経
業		手数料	費から、対象事業の
		・使用料及び賃借料	実施に伴う収入(入
		その他必要と認められる	場料・参加料、その
		もの	他収入(広告料等)
)を控除するものと
			する。

2 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(3)の条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 県内に活動拠点があること
- (2) 原則として一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること
- (3)代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で過去の決算書を提出できること

3 助成対象外となる事業

- (1) 既に国、県、市町、その他の団体等から助成を受けている事業
- (2) 専ら営利を目的とする事業
- (3) 特定の政治、宗教活動を目的とする事業
- (4) 団体等の内部活動である事業

1 事業の名称、内容等

名称	事業内容	助成対象経費	備考
地	次の各無形民俗文化財で民俗芸能	(1) 用具、衣装の修理又は	助成対象経費は、
域	及び年中行事に係るもの	更新等	事業の実施に要す
伝	1 市町が指定するもの、又は対象事	・需用費	る直接的な経費の
統	業費が200万円未満の国指定・国	消耗品費	うち必要と認めら
文	選択のもので、次の各号のいずれか	修繕料	れるものとする。
化	に該当するもの	• 委託料	
継	(1) 用具、衣装の修理又は更新等	・備品購入費	
承	(2) 記録作成	(2) 記録作成	
事	(3) その他、地域伝統文化の普及・継	• 報償費	
業	承に必要な事業(ただし、恒常的な	・旅費	
	経費を除く。)	・需用費	
	2 県指定文化財で文化財保存事業	消耗品費	
	費補助金交付要領の適用対象外と	印刷製本費	
	なるもので、次の各号のいずれかに	• 委託料	
	該当するもの	・使用料及び賃借料	
	(1) 記録作成	(3) その他、地域伝統文化	
	(2) その他、地域伝統文化の普及・継	の普及・継承に必要な事	
	承に必要な事業(ただし、恒常的な	業(ただし、恒常的な経	
	経費を除く。)	費を除く。)	
		必要と認められるもの	

2 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(3)の条件をすべて満たす団体とする。

- (1) 県内に住所または活動拠点があること
- (2) 原則として一定の活動実績があり、事業を完遂できる見込みがあること
- (3) 代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で過去の決算書を提出できること

3 助成対象外となる事業

- (1) 地域住民に公開されないものに対する修理又は更新等
- (2) 既に当該事業について国、県、その他の団体等から助成を受けている事業
- (3) 地域の伝統文化の調査、保存、整備のための計画策定に係る事業
- (4) 専ら営利を目的とする事業
- (5) 特定の政治、宗教活動を目的とする事業

1 事業の名称、内容等

名称	事 業 内 容	助成対象経費	備考
頑	若手芸術家が自ら行う文化芸術活動	・報償費	助成対象経費は、
張	等で、次のすべてを満たす事業	・賃金	事業の実施に要す
る	1 助成事業者が主催し、自ら	・旅費	る直接的な経費の
若	発表する文化芸術活動	・需用費	うち必要と認めら
手	2 栃木県内で一般県民に公開	消耗品費	れるもので、恒常的
芸	する事業	印刷製本費	な運営費、人件費等
術		・役務費	を除く。
家		通信運搬費	
応		手数料	
援		・使用料及び賃借料	
事		その他必要と認められる	
業		もの	

2 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(4)の条件をすべて満たす個人とする。

- (1) 本県在住、在勤又は本県出身(出生地である、又は通学歴がある)であること
- (2) 事業年度初日において39歳以下であって、学生でないこと
- (3) 申請する事業を主催し、同事業に要する経費を負担すること
- (4) 「とちぎアーティストバンク」に個人として登録していること

3 助成対象外となる事業

- (1) 特定の政治、宗教活動を目的とする事業
- (2) 団体等の内部活動である事業

別紙1-4

1 事業の名称、内容等

名称	事 業 内 容	助成対象経費	備考
と	文化芸術と他の関連分野(観光、ま	・報償費	助成対象経費は、
ち	ちづくり、産業等)とが連携し、とち	・賃金	事業の実施に要す
ぎ	ぎの文化の新たな魅力を創造・発信し	・旅費	る直接的な経費の
0	ていく事業	・需用費	うち必要と認めら
文		消耗品費	れるもので、恒常的
化		印刷製本費	な運営費、人件費等
0		・役務費	を除く。
新		通信運搬費	
た		手数料	
な		・使用料及び賃借料	
魅		その他必要と認められる	
力		€ <i>0</i>	
創			
造			
発			
信			
助			
成			
事			
業			

2 助成対象者

助成対象者は、次の(1)から(2)の条件をすべて満たす団体等とする。

- (1) 県内に活動拠点があること
- (2)代表者が明らかで、定款や規約などを有しており、会計経理が明確で事業を完遂できる見込みがあること

3 助成対象外となる事業

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治、宗教活動を目的とする事業
- (3) 団体等の内部活動である事業